

今さら聞けない！
でも、聞きたい！

経営のための辞書

キーワード
Key Word

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

【高年齢者の雇用保険加入について】

国は、日本経済を活性化させるために、働く意欲のある高年齢者が能力や経験を活かせる、生涯現役社会の創造に取り組んでいます。この流れを通じて、年齢に関係なく、その人のキャリアに見合った処遇での雇用契約をする企業が増えています。

雇用保険の適用拡大

65歳以上の労働者については、平成29年1月1日以降、以下の場合で、適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること)に該当すれば、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。

- ①平成29年1月1日以降に、65歳以上の労働者を新たに雇用した場合。
- ②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合。
- ③平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(65歳前から雇用)である労働者を、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合。

届出手続きについて

適用対象となる65歳以上の労働者を雇用した場合は、ハローワークに届出を行います。

- ①平成29年1月1日以降に雇用した場合は、雇用した日の属する月の翌月10日までに届出ます。
- ②平成28年末までに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合は、平成29年1月1日より高年齢被保険者となるため、平成29年3月31日までに届出ます。

- ③高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合は、自動的に高年齢被保険者となり、届出は不要です。

給付金について

離職前1年間に、雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上あれば、「高年齢求職者給付金」として給付金を受けることができます。

- ①被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分。
- ②被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分。

基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおおよそ50%~80%で、上限は6,370円(平成29年7月31日までの額)です。給付金は一時金で、年金との併給が可能です。

育児休業給付金・介護休業給付金

平成29年1月1日以降に、高年齢被保険者として育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

保険料について

保険料率は毎年変更される可能性があります。高年齢被保険者については、平成31年度までは保険料の徴収が免除されるため、労働者負担も事業主負担もありません。

● 社会保険労務士 庄司 茂 氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。
中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。